

魚津市告示第101号

魚津市行政機構の改革に伴う関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和3年3月31日

魚津市長 村椿 晃

魚津市行政機構の改革に伴う関係告示の整備に関する告示

(魚津市情報セキュリティ基本方針の一部改正)

第1条 魚津市情報セキュリティ基本方針(平成29年魚津市告示第108号)の一部を次のように改正する。

11 問合せ先中「総務課情報政策係」を「情報広報課情報政策係」に改める。

(魚津市特定個人情報の安全管理に関する基本方針の一部改正)

第2条 魚津市特定個人情報の安全管理に関する基本方針(平成29年魚津市告示第107号)の一部を次のように改正する。

3 問合せ先中「総務課情報政策係」を「情報広報課情報政策係」に改める。

(寄附受理に関する事務取扱要領の一部改正)

第3条 寄附受理に関する事務取扱要領(平成19年魚津市告示第28号)の一部を次のように改正する。

第4 表彰等の措置第1項中「企画総務部企画政策課長」を「企画部企画政策課長」に改め、同第2項及び第4項中「企画総務部企画政策課」を「企画部企画政策課」に改める。

(魚津市人口対策推進本部設置要綱の一部改正)

第4条 魚津市人口対策推進本部設置要綱(平成28年魚津市告示第17号)の一部を次のように改正する。

第7条を次のとおり改める。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、企画政策課において処理する。

別表中「企画総務部長」を「企画部長 総務部長」に改める。

(魚津市広報モニター設置要綱の一部改正)

第5条 魚津市広報モニター設置要綱(平成22年魚津市告示第11号)の一部

を次のように改正する。

第6条中「企画総務部企画政策課」を「企画部情報広報課」に改める。

(魚津市参画と協働のまちづくり推進会議設置要綱の一部改正)

第6条 魚津市参画と協働のまちづくり推進会議設置要綱(平成31年魚津市告示第2号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「企画総務部長」を「総務部長」に改め、同条第4項の表中「産業建設部長」を「企画部長、産業建設部長」に、「環境安全課長」を「生活環境課長」に改める。

第11条中「企画総務部地域協働課」を「総務部地域協働課」に改める。

(魚津市国際交流推進員制度要綱の一部改正)

第7条 魚津市国際交流推進員制度要綱(平成19年魚津市告示第58号)の一部を次のように改正する。

第14条中「企画総務部地域協働課」を「総務部地域協働課」に改める。

(行政手続法及び魚津市行政手続条例に基づく審査基準の設定及び公表に関する取扱要綱の一部改正)

第8条 行政手続法及び魚津市行政手続条例に基づく審査基準の設定及び公表に関する取扱要綱(平成20年魚津市告示第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「企画総務部総務課長」を「総務部総務課長」に改める

。

(魚津市公益通報制度実施要綱)

第9条 魚津市公益通報制度実施要綱(平成19年魚津市告示第19号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第9条中「企画政策課」を「情報広報課」に改める。

(魚津市行政改革推進委員会設置要綱の一部改正)

第10条 魚津市行財政改革推進委員会設置要綱(平成5年魚津市告示第77号)の一部を次のように改正する。

第8条中「企画総務部総務課」を「総務部総務課」に改める。

(魚津市審議会等の設置及び運営に関する要綱の一部改正)

第11条 魚津市審議会等の設置及び運営に関する要綱(平成9年魚津市告示第64号)の一部を次のように改正する。

第10条及び第11条中「企画総務部総務課長」を「総務部総務課長」に改める。

(魚津市行財政改革推進協議会設置要綱の一部改正)

第12条 魚津市行財政改革推進協議会設置要綱(平成31年魚津市告示第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「企画総務部長」を「総務部長」に改め、同条第3項第

1号を次のように改める。

(1) 企画部長、民生部長、産業建設部長、議会事務局長、企画部企画政策課長、総務部総務課長、総務部財政課長

第6条中「企画総務部総務課」を「総務部総務課」に改める。

(女性活躍社会推進室設置要綱の一部改正)

第13条 女性活躍社会推進室設置要綱（平成28年魚津市告示第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「企画総務部」を「総務部」に改める。

(公共施設再編推進室設置要綱の一部改正)

第14条 公共施設再編推進室設置要綱（平成31年魚津市告示第66号）の一部を次のように改正する。

第2条中「企画総務部」を「総務部」に改める。

(魚津市CATV施設運営協議会設置要綱の一部改正)

第15条 魚津市CATV施設運営協議会設置要綱（平成12年魚津市告示第109号）の一部を次のように改正する。

第7条中「企画総務部総務課」を「企画部情報広報課」に改める。

(魚津市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱の一部改正)

第16条 魚津市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱（令和2年魚津市告示第7号）の一部を次のように改正する。

第5条中「企画総務部総務課」を「総務部総務課防災危機管理室」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

総務部長（防災危機管理統括監）
企画部長
民生部長
産業建設部長
議会事務局長
教育委員会次長
総務課長（防災危機管理室長）
健康センター所長

別表第2（第4条関係）

総務部長（防災危機管理統括監）
総務課長（防災危機管理室長）
社会福祉課長
健康センター所長

(魚津市補助金等検討委員会設置要綱の一部改正)

第17条 魚津市補助金等検討委員会設置要綱（平成16年魚津市告示第13号）の一部を次のように改正する。

第6条中「企画総務部財政課」を「総務部財政課」に改める。

(魚津市公共事業再評価委員会設置要綱の一部改正)

第18条 魚津市公共事業再評価委員会設置要綱(平成20年魚津市告示第109号)の一部を次のように改正する。

第7条中「企画総務部財政課」を「総務部財政課」に改める。

(魚津市公共工事総合評価委員設置要綱の一部改正)

第19条 魚津市公共工事総合評価委員設置要綱(平成19年魚津市告示第89号)の一部を次のように改正する。

第7条中「企画総務部財政課」を「総務部財政課」に改める。

(魚津市環境保全対策委員会設置要綱の一部改正)

第20条 魚津市環境保全対策委員会設置要綱(平成16年魚津市告示第9号)の一部を次のように改正する。

第6条中「民生部環境安全課」を「民生部生活環境課」に改める。

(魚津市公共交通活性化会議設置要綱の一部改正)

第21条 魚津市公共交通活性化会議設置要綱(平成20年魚津市告示第26号)の一部を次のように改正する。

第4条第8項中「産業建設部商工観光課」を「産業建設部都市計画課」に改め、同条第9項を削る。

(魚津市環境市民会議設置要綱の一部改正)

第22条 魚津市環境市民会議設置要綱(平成23年魚津市告示第106号)の一部を次のように改正する。

第9条中「民生部環境安全課」を「民生部生活環境課」に改める。

(うおづ生物多様性保全推進協議会設置要綱の一部改正)

第23条 うおづ生物多様性保全推進協議会設置要綱(平成27年魚津市告示第4号)の一部を次のように改正する。

第9条中「民生部環境安全課」を「民生部生活環境課」に改める。

(魚津市クマ対策本部設置要綱の一部改正)

第24条 魚津市クマ対策本部設置要綱(令和2年魚津市告示第97号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

農林水産課長	総務課長
企画政策課長	地域協働課長
こども課長	社会福祉課長
生活環境課長	教育総務課長
生涯学習・スポーツ課長	都市計画課長
富山県東部消防組合魚津消防署長	

(魚津市公金管理運用委員会設置要綱の一部改正)

第25条 魚津市公金管理運用委員会設置要綱（平成19年魚津市告示第29号）
の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「企画総務部長」を「総務部長」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

役職	委員名
委員長	会計管理者
副委員長	総務部長
委員	財政課長
委員	会計課長
委員	商工観光課長
委員	教育総務課長
委員	上下水道課長

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。